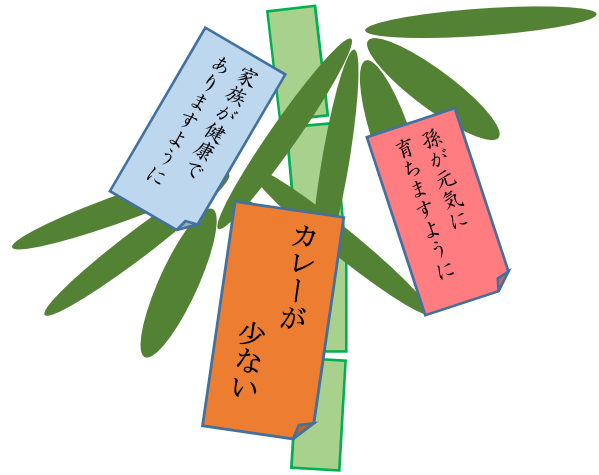


■四ツ谷のげんばから■

「カレーが少ない」 って、七夕の短冊に書いてた方の こと、覚えてます？



と、立ち話の最中に、**地域包括支援センター**の職員さんが思い出したように言いました。

(そういえば、そんなことがあったような。えーっと、どんなケースだったかな…)

- ・ ご本人はお一人暮らしの**高齢者**。
- ・ ずっと独身で、ご兄弟もすでに他界。甥姪はいるらしいが、もう長いこと交流が無い。
- ・ むしろ、ご近所づきあいを大事にしている。なかでも、日ごろよく世話をしてくれているご友人を信頼。「自分にもしものことがあったら、**財産はぜんぶあの人にもらってほしい**。」とまで、つねづね周りに話している。
- ・ ただ、そのためにどうすればよいのか分からず困っているらしい。
- ・ そんな話をデイサービスの施設でもしていたので、ある日、気になった職員さんが地域包括支援センターに相談。
- ・ その相談を受けた地域包括支援センターの職員さんから、**ホットライン**をご利用いただいた。
- ・ ご本人のご希望や状況を把握するため、とりあえずホットラインを受けた自分がご本人の通うデイサービスの施設までお会いしに行った結果、**遺言作成**をするのが良いと判断。
- ・ ただ、資力のある方や遺言作成の場合、法テラスの**弁護士費用立替え**は使えない。
- ・ そこで、この件に対応していただける弁護士の紹介を、**弁護士会の専門部署**に依頼。
- ・ その結果、今度は弁護士会から紹介された弁護士が、正式に**出張法律相談**を行うことになったのだった…

(そうだそうだ。自分が弁護士会の先生につなげたんだ。例の七夕の短冊は、ご本人とお会いしたデイサービスの施設で見たんだ。それにしても、ユニークな作品だったな…)

地域包括支援センターの職員さんによると、その後、ご本人は**弁護士費用の見積もり**にも了解し、弁護士に遺言作成を依頼することになった。そして先日、無事にご本人の希望どおりの遺言が完成したそうだ。

(ご本人もずっとモヤモヤしていたみたいだから、道案内ができてよかったよかった。)

※ このお話は実例を参考にしたフィクションです。



■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのごこと²がございましたら、ぜひご利用ください(個人名等をお話しいただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください)。

- ご利用時間帯 平日 10:00~17:00
- お問い合わせ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合わせ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

² 最終的にはご本人(被支援者様)のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。